

国民健康保険被保険者証（保険証）の一斉更新

保険証は10月1日に一斉更新されます

更新される保険証は、9月下旬に世帯主様あてに郵送します。

保険税の未納のある世帯や、特別の理由もなく滞納している世帯に対しては「短期保険証」または「資格証明書」を郵送します。保険証が届かないときや内容に誤りがあったときは国保年金課までご連絡ください。

なお、保険証のデータは8月末日現在で作成しています。

9月1日以降に脱退・変更等の手続きをされた場合は、以前のデータで保険証が送付されることがありますが、その保険証は使用できませんのでご注意ください。

保険証の紛失に注意しましょう

保険証カードは小さく携帯しやすい反面、紛失しやすいのでご注意ください。

希望者には、国保年金課又は日吉台出張所にてビニールケースを配布しています。

日本は、すべての人が必ずどこかの健康保険に加入しています。（国民皆保険制度）
社会保険等を脱退した場合は、その日の翌日から国民健康保険に加入することになります。
ただし、**自動的に切り替わりませんので必ず手続きを行ってください。**
手続きが遅れると保険税がまとめて請求される場合がありますので、ご注意ください。

保険証の裏面が臓器提供意思表示欄になりました。

臓器の移植に関する法律が改正され、移植医療に関する啓発や知識の普及を進めるため、臓器提供の意思を保険証に記載できるように改正されましたので、保険証の裏面を臓器提供に関する意思表示欄に変更しました。

意思表示の登録は15歳以上の方が可能です。臓器提供意思表示欄への記入は任意であり、義務ではありません。また、記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

記入時の注意点

ボールペン等の消えない筆記用具を使用してください。

個人情報保護の観点から、意思表示欄に保護シールを貼ることができます。保護シールは国保年金課及び日吉台出張所窓口で配付しています。

意思の選択

1. 2. 3. のうち自分の意思に合う番号をひとつだけ選び をつけてください。

1. 2. に を付けた人で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

特記欄への記載欄

組織の提供や親族を優先したい場合など記入できます。

組織の提供

1. か 2. に をした人で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供しても良い場合は、「すべて」あるいは「皮膚、心臓弁、血管、骨」など具体的に記入できます。

親族優先

親族へ優先提供したい人は、「親族優先」と記入してください。

親族への優先提供が行われる場合は定められた要件を満たす必要があります。

本人署名・家族署名欄

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、できれば家族が確認の署名をしてください。

問 国保年金課国保班 93-4083 (直通)

保険証裏面

注意事項

- 1 保険医療機関等において受診するときは、必ずこの証を(満70歳到達の翌月からは高齢受給者証を添えて)窓口へ提出してください。
- 2 この証の記載事項に変更があったとき、被保険者の資格がなくなったとき等は、この証を添えて14日以内に届け出てください。世帯主又は家族全員の異動(世帯主変更や住所等の変更)の場合は、世帯全員の証をお持ちください。

特別の事情がないのに保険税を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。

以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄 _____〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆) _____

千葉県富里市七栄652-1 富里市役所 電話0476-93-4083(直通)